

22豊ま第87-1号
平成23年2月21日

豊前市監査委員 矢 鳴 学 様
豊前市監査委員 磯 永 優 二 様

豊前市長 釜 井 健 介
(まちづくり課)

指定管理者等監査の結果について(回答)

平成22年12月に実施されました指定管理者等監査においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 指定管理者の指定手続について

【指摘の要旨】

指定管理者の指定は、豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき指定手続が取られているが、同条例施行規則第3条で条例第6条による指定管理者の指定を行ったときは、速やかに指定通知書(様式第2号)により通知するとなっているが、指定通知がなされていない。

指定管理者制度は行政処分の一つであり、相手に通知することによって指定管理者が確定することとなるので、今後は指定管理者の指定にあたって遺漏のないよう注意されたい。

【措置内容】

今後は、条例に基づき通知いたします。

2. 指定管理者の業務委託について

【指摘の要旨】

管理に関する協定書(基本協定)第7条第1項では、管理業務の全部を一括して第三者に委託してはならないとなっている。また、同条第2項では、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせるときは、事前に市の承諾を受けなければならないとなっている。

求菩提キャンプ場の決算では豊前商工会議所に管理手数料として支払われ、豊前商工会議所の決算では委託事務手数料として受け入れられており、管理業務の全部委託に当たり同協定書第7条第1項に抵触するものと考えられるので、管理業務の実態を把握し確認の上、改善するよう指導されたい。

【措置内容】

事前に市と豊前市観光文化協会と協議し、豊前市観光文化協会と豊前商工会議所との間で一部事務委託契約を結ぶようにします。

3. 利用料徴収の事前協議について

【指摘の要旨】

管理に関する協定書(基本協定)第19条項では、管理者は、施設の利用料金を決定する際に、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとし、その決定及び改定については事前に市の承諾を受けるものとなっている。求菩提キャンプ場のパンフレットには、条例及び仕様書に基づく利用料金以内の料金又はその他の料金が掲載されているが、施設の利用料金の決定に際し事前協議の形跡がない。

料金は、キャンプ場経営基盤の根幹にかかわるものであるので、料金決定について市と十分な協議をするよう指導されたい。

【措置内容】

今後料金改定時には、条例に基づく料金及びそれ以外の料金についても事前に十分協議し、協議内容については合議し事跡を残します。

4. 指定管理料について

【指摘の要旨】

指定管理料の額の確定については、管理に関する協定書(基本協定)第15条で事業実績報告書を受領した後、内容を審査し管理業務に要した実支出額と年度協定に定める金額のいずれか低い方の額を支給することとなっている。

しかし、年度協定書第3条では、本業務の実施の対価として、年間1,000,000円を支払うものとするとして規定され、4月と11月に支払われている。基本協定書と年度協定書の整合性が無いので、今後基本協定書と年度協定書の見直しの検討をされたい。また、キャンプ場の実質的決算は黒字決算となっているので、指定管理料の額の妥当性について検討を要望する。

【措置内容】

平成23年度から基本協定書と年度協定書の整合性を図ります。

また、管理業務に掛かる経費の明細を求め、3月に指定管理料の妥当性を検討し、金額の確定を行い清算いたします。

5. 協定書及び仕様書に基づく報告義務の徹底について

【指摘の要旨】

管理に関する協定書(基本協定)第12条では、毎年度豊前市が指

定する期日までに事業計画書を提出し、豊前市の確認を得なければならないとなっている。また、第13条では、毎年度終了後60日以内に業務に関し、事業報告書を豊前市に提出しなければならないようになっているが、協定書に基づく事業報告書等が提出されていない。また、管理に関する協定書(基本協定)第26条第2項では、管理者は、自主業務(アイスクリーム販売や自動販売機の設置)を実施する場合は、市に対して事業計画を提出し、事前に市の承諾を受けなければならない。

その際、市と管理者は必要に応じて協議を行うものとなっているが、計画書の提出や事前協議の形跡がない等、所管課による指定管理者に対する指導監督と業務内容の把握が、充分に行われているとは考えられない。

今後は、条例及び協定書に則って適正かつ効果的に業務が履行されているか把握し、指導監督を行うとともに指定管理者との連携を密にして、サービスの向上に努められたい。

【措置内容】

今後は、規定通りに事業報告書の提出を求めます。

また自主業務を行う場合は、事業計画書の提出求め、事前に十分協議し指定管理者の指導監督と業務内容の把握を充分に行い、指定管理者と連携を密にしてサービスの向上に努めます。

また指定管理者に対する指摘事項については、次のような改善報告を受けておりますので、指摘事項が今後の管理運営に充分生かされているか指導監督をまいります。(別紙求菩提キャンプ場報告)

【求菩提キャンプ場】について（報告）

1．施設の管理全般について

【指摘の要旨】

求菩提キャンプ場指定管理者業務仕様書では、非常災害、事故等の緊急事態発生時に備えて具体的な計画を定めることとなっているが、緊急時の連絡網は作成されているが具体的な計画書が整備されていない。キャンプ場は夜間の利用が主となると考えられるので早急な計画策定をされたい。また避難・救出その他必要な訓練を定期的を実施することとなっているので、利用者の安全確保のため定期的を実施されるよう努められたい。

【措置内容】

他のキャンプ場等の緊急時対策計画を参考に、早急に計画の策定をいたします。また避難・救出その他必要な訓練についても定期的を実施することとします。

2．経理事務等について

【指摘の要旨】

施設の管理運営に係る会計経理の状況については、請求、支払、領収に係る一連の事務手続きに不備はなく、関係書類の保管・整備状況も良くおおむね適正と認められるが、次の点について改善を求める。

- ・支払内容について年度区分の違いが散見された。
- ・賃金の支払いが支払証明で支出され、勤務証明が勤務現場人でない者となっている。
- ・キャンプ場の管理委託料が、他の委託業務の委託料収入として決算処理されている。
- ・収入、支出を初め豊前市観光文化協会の関係書類の決裁が、豊前商工会議所の職責による決裁となっており、指定管理者としての豊前市観光文化協会の独自性が伺えず会計の事務手続きとして不適切である。
- ・アルバイトの給与及び手当(交通費)等の支給の基準が曖昧なので、経理事務の基準となる経理規程を策定すること。

【措置内容】

- ・賃金の支払いについては支払命令に書式を改め、勤務証明を行うのは現場管理人ではありませんが、電話等にて勤務の確認を行うこととします。
- ・キャンプ場の管理委託料が、他の委託業務の委託料収入として決算処理されている件については、他の委託料収入として決算処理しないよう留意します。
- ・決算書類の書式については、豊前市観光文化協会の職責となるものに改めることとします。
- ・アルバイトの給与及び手当てについては給与の規定を策定することとします。

3. その他

【指摘の要旨】

指定管理者による基本協定及び業務仕様書に基づく施設の管理運営業務については、検討・改善等を要する事項が見られたので、今後は市との連携を密にして、サービスの向上に努められたい。

なお、施設の利用者が年々減少傾向にあるため、自主事業として各種イベント等を企画立案し、観光の振興と利用者への利便を図り、住民の福祉向上及び地域発展に寄与されることを要望する。

【措置内容】

今後は市との連携を密にし、サービスの向上に努めてまいります。また自主事業として、手始めにキャンプ場内のイベント等の企画立案を行い、観光の振興と利用者への利便を図り、住民の福祉向上及び地域発展に寄与できるよう、つとめてまいります。